

議第94号

高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市荘川小学校区放課後児童クラブの位置を変更するため改正しようとする。

高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例

高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例（昭和53年高山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市荘川小学校区 放課後児童クラブ</td> <td><u>高山市荘川町新渕1 30番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	名称	位置	高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)		高山市荘川小学校区 放課後児童クラブ	<u>高山市荘川町新渕1 30番地</u>	高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市荘川小学校区 放課後児童クラブ</td> <td><u>高山市荘川町猿丸2 7番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	名称	位置	高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)		高山市荘川小学校区 放課後児童クラブ	<u>高山市荘川町猿丸2 7番地</u>	高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)	
名称	位置																
高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)																	
高山市荘川小学校区 放課後児童クラブ	<u>高山市荘川町新渕1 30番地</u>																
高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)																	
名称	位置																
高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)																	
高山市荘川小学校区 放課後児童クラブ	<u>高山市荘川町猿丸2 7番地</u>																
高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)																	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。